

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十三年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人尾道こころネットよつば会</p>	<p>谷口 憲秋</p>	<p>広島県尾道市栗原東二丁目一七番八六号</p>	<p>この法人は、障がい者（精神障がい者）が住み慣れた地域の中で日常生活を続けていけるよう、生活支援や社会参加への援助を行う事業を通して、地域で共に支え合う人間関係を築き、安心して暮らせる地域づくりを社会資源の開発を通して行い、地域福祉の充実と向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>・事業の変更 ・役員定数の変更 ・資産の区分の変更 ・会計の区分の変更</p>	<p>平成二十三年五月二五日</p>
<p>特定非営利活動法人むぎの家</p>	<p>太田 誠</p>	<p>広島県広島市佐伯区利松二丁目三番八号</p>	<p>この法人は、障害者等に対して、その個々の人権が尊重され、安心かつ豊かな地域生活を送るために必要とされる日中活動、就労、生活、地域との交流等に関するあらゆる支援事業を行い、すべての人の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>・目的の変更 ・事業の変更</p>	<p>平成二十三年五月二五日</p>